

# 井手町国土強靱化地域計画

令和2年7月

京都府井手町

## 目 次

はじめに	1
1 計画の策定趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 井手町国土強靱化地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 事前に備えるべき目標	
3 井手町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 井手町の地域特性等	5
1 地勢・成り立ち	
2 気象状況	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	7
1 想定するリスク	
2 井手町における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	14
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	34
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	

## はじめに

### 1 計画の策定趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることや、東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。合わせて、京都府においても、平成28年11月に国土強靱化地域計画が策定されている。

本町は、このような国や京都府の取り組みに合わせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、住民、京都府及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、井手町国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

## **2 計画の位置づけ**

本計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、第4次井手町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるべきものとして位置づけるものである。

## **3 計画期間**

本計画は、概ね10年後を見据えつつ、令和2年度から令和6年度末までの5年間を推進期間とする。

## **第1章 井手町国土強靱化地域計画の基本的な考え方**

### **1 基本目標**

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として「国土強靱化」を推進します。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 町政及び町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### **2 事前に備えるべき目標**

基本目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、事前に備えるべき目標を次のとおりとする。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### **3 井手町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針**

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、井手町内で発生した昭和28年8月の南山城水害を始めとした浸水被害のほか、東日本大震災、平成26年8

月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成30年7月西日本豪雨災害等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、関係市町村、事業者等との一層の連携強化を図るとともに、住民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 井手町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組にあたること。
- ・ 町域は大きく北部の多賀地区、南部の井手地区、東部の田村新田地区に分かれており、各地区の特性に配慮し、地区内はもとより、各地区間の連携を強化し、地域活力の向上を実現することで、安心・安全なまちづくりを進める。
- ・ 井手町のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

### (2) 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクや各地区の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業所や住民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図ること。

#### (4) 地区の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地区において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子供、障害のある人、外国人のほか観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地区の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## **第2章 井手町の地域特性**

### **1 地勢・成り立ち**

本町は、京都府の南部に位置し、東は宇治田原町、和束町に接し、南は木津川市、西は京田辺市、北は城陽市に接している。

昭和33年4月に旧井手町と多賀村が合併し、現在の町域となり、東西約7km、南北4.5kmの広ぼうで、面積は18.04km<sup>2</sup>であり、東西方向に細長く伸びている。現在の地形的には200mの等高線を境に東側の山林と西側の木津川の氾濫平野に分けられるが、町域の大半は東部の高度300m前後の山地で占められている。そのため土地利用は、山林が町域の67%を占め、田が10%、畑が8%、住宅は6%を占めるに過ぎない。

また、町域は北部の多賀地区と南部の井手地区の境をなす形で山地が西に張り出しており、崖下には木津川が迫り、両地区は地理的に分断される形となっている。旧来、それぞれの集落は木津川の氾濫を避けるため、河岸段丘上や扇状地裾野部に形成されてきたが、最近では浸水の危険性がある、より低い土地への住宅地の拡大が見られる。

### **2 気象状況**

本町は主として瀬戸内海型の気象の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6月～7月ごろの梅雨期と9月ごろの台風期は、降水量が増加することがある。

なお、アメダス（観測地：京田辺）によれば、1981年～2019年の平均気温は15.1℃、年間平均雨量は1414.9mmである。

### 3 人口

井手町の人口は1970年代（昭和45年～54年）に急速に増加し、住民基本台帳と外国人登録による人口のピークは、1978年（昭和53年）の9,451人であり、以降は減少に転じ、2020年（令和2年）2月1日現在では、7,398人となっており、約40年の間に総人口の2割以上に相当する2,000人以上の人口が減少している。

こうした人口減少とともに、人口構造の高齢化も急速に進展しており、1990年（平成2年）に12.3%であった高齢化率（65歳以上人口比率）は、同日現在で34.25%まで上昇している。

自然動態については、1990年代（平成2年～11年）までは年によって多少の変動はあるものの、概ね出生数と死亡数が均衡していた。しかし、2000年代（平成12年～21年）に入ると、出生者数が徐々に減少する一方で死亡者数が増加し、死亡が出生を上回る自然減となり、減少の幅も年々拡大する傾向にある。

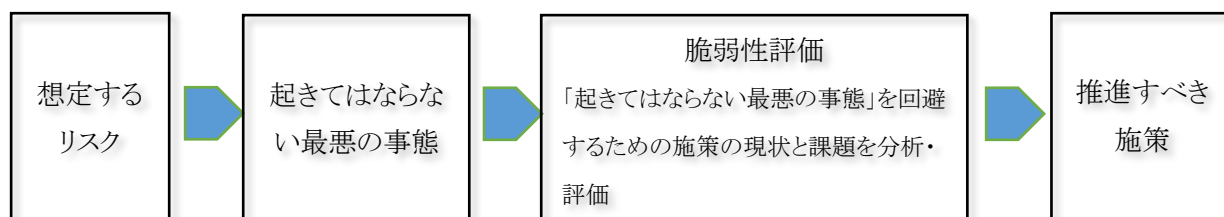
また、社会動態については、1995年（平成7年）以降、転出が転入を上回る社会減の状態が続いていたが、2013年（平成25年）については、転入者の増加によってほぼ20年振りに社会増加となっている。

なお、自然減と社会減の規模を比べると、ほとんどの年で社会減が自然減の幅を大きく上回り、井手町の人口減少に大きく影響を与えている状況である。



### 第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図るうえで必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、推進すべき施策のプログラムを策定する。



#### 1 想定するリスク

住民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する大規模停電や断水等のライフライン途絶による二次災害を想定するリスクとして、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

##### (1) 地震

###### ①南海トラフ地震

30年以内の発生率が70%～80%（平成30年2月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、町内で震度6弱以上が想定され、人的被害として、死者10人、負傷者90人（うち重傷者10人）、要救助者20人、建物被害として全壊120棟、焼失建物30棟が見込まれている。

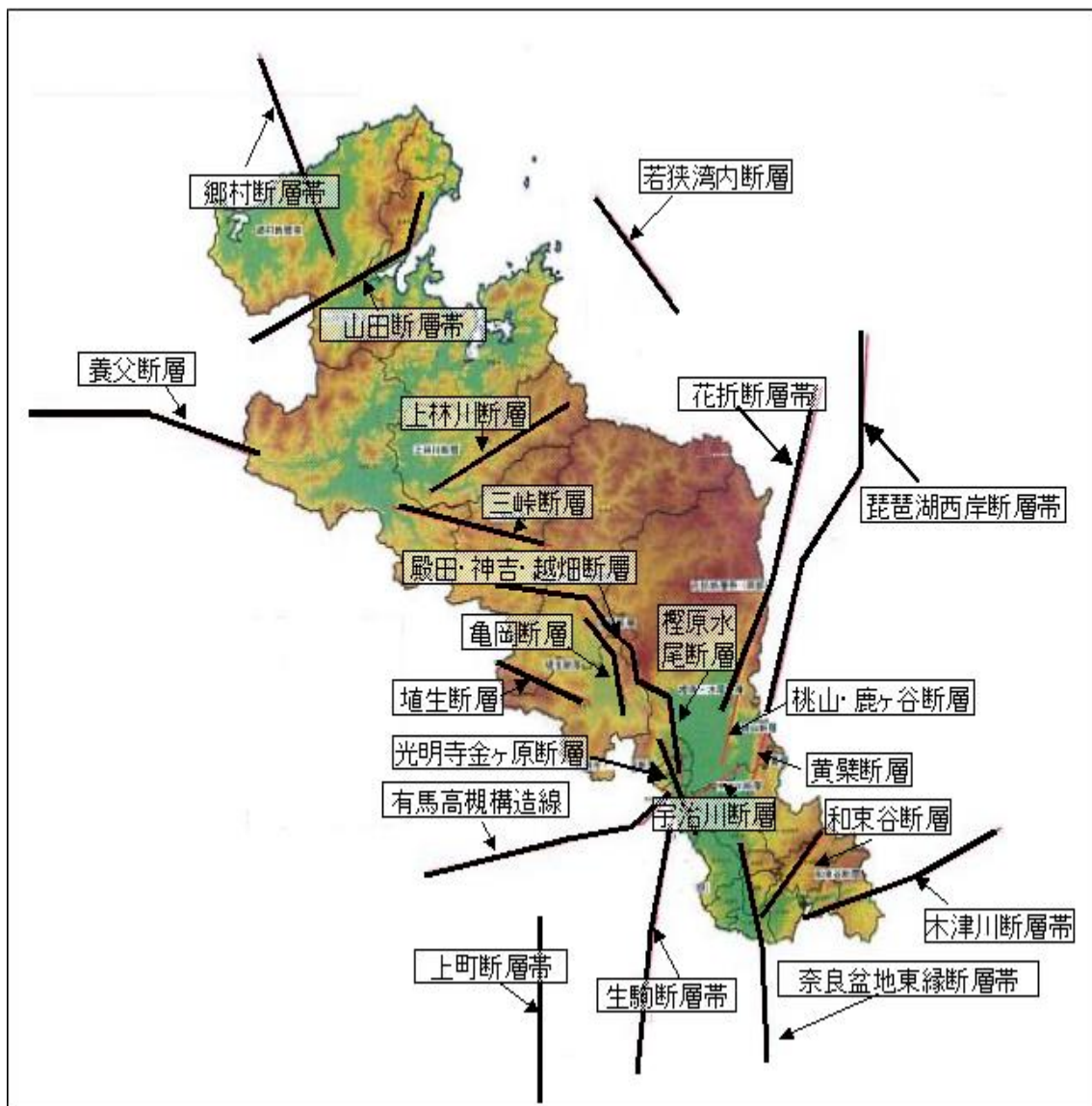
###### ②直下型地震

府が平成18～19年度に実施した「京都府地震被害想定調査」によると、府域周辺には22の断層があり、これらのうち、町に大きな被害を及ぼすと考えられる断層による地震がもたらす町での震度は下表のように想定されている。

特に、町域に大きな被害を及ぼすと考えられているのは「奈良盆地東縁断層帯」、「生駒断層帯」や「木津川断層帯」等で、これらを震源とする地震が発生した場合、町域のほとんどで震度6強以上の地震動が発生すると想定されている。

表1 本町での震度の想定

断層	震度想定
奈良盆地東縁断層帯	町域の大部分の地域で震度6強以上
生駒断層帯	町域の大部分の地域で震度6強以上
木津川断層帯	町域の大部分の地域で震度6強以上
和束谷断層帯	町域の大部分の地域で震度6弱以上
有馬高槻断層帯	町域の大部分の地域で震度6弱以上
花折断層帯	町域の大部分の地域で震度6弱以上



[京都府周辺の活断層]

(平成 19 年度 京都府地震被害想定調査)

地震によって発生する被害は、建物の倒壊、火災、それに伴う人的被害、道路・橋梁、電気・通信・ガス・上下水道などのライフライン施設の機能停止など多くの範囲にわたる。府の実施した被害想定によると、想定地震に対して下表のような被害が発生することが予想される。

表2 主要な断層で発生する地震の本町における被害予測一覧

【建物被害】 (棟数)

断層名	震度想定	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物
奈良盆地東縁	7	1,740	1,620	330
生駒	7	1,680	1,540	330
木津川	6強	1,200	1,510	290
和束谷	6強	710	1,310	230
有馬高槻	6強	460	1,070	90
花折	6弱	370	960	60

【人的被害】 (人)

断層名	震度想定	死者数	負傷者数	避難者数
奈良盆地東縁	7	80	460	4,980
生駒	7	80	460	4,770
木津川	6強	50	360	4,000
和束谷	6強	30	250	2,960
有馬高槻	6強	20	180	2,230
花折	6弱	10	150	1,920

南海トラフ地震の町の被害想定

断層名	最大予想震度	人的被害				建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者 (人)					
南海トラフ	6弱	10	90	10	20	120		30

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

本町は木津川の堤防と300m級の東部の山地とに囲まれ、また、本町の低地部を流れる玉川や青谷川、南谷川などの河川の多くは天井川となっており、旧来から河川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた。その主な風水害としては、次表のとおりである。

表3 井手町における主な風水害

年次	名称 /月 日	災害の概要	被害の内訳
S28	南山城水害 8月14日～15日		<人的被害> 被災者 4,729名,死者 107名,負傷者 431名 <住宅被害> 全壊 111戸,流失 167戸,半壊 166戸,床上浸水 274戸, 床下浸水 235戸
S36	台風18号 「第2室戸台風」9月 16日	総雨量 25.0mm	<人的被害> 被災者 1,202名,死者 1名,負傷者 9名 <住宅被害> 全壊 75戸,半壊 212戸
	台風26号 10月27日～28日	総雨量 148.4mm	<住宅被害> 床上浸水 1戸,床下浸水 3戸
S40	台風24号 9月17日～18日	総雨量 189.0mm	<住宅被害> 床上浸水 6戸,床下浸水 48戸
S42	梅雨前線 7月9日～12日	総雨量 169.5mm	<住宅被害> 床下浸水 56戸
S50	集中豪雨 8月6日～7日	総雨量 193.0mm	<住宅被害> 床下浸水 15戸
S53	集中豪雨 6月22日～23日	総雨量 117.0mm	<住宅被害> 床下浸水 1戸
S54	梅雨前線 6月27日～7月2日	総雨量 289.0mm	<住宅被害> 床下浸水 1戸
H25	台風18号 9月15～16日	総雨量 269.5mm	<住宅被害> 床下浸水 1戸
H30	台風21号 9月4日	瞬間最大風速 (京田辺観測所) 34.4m/s	<住宅被害> 一部破損 18戸(暴風による)

また、町の地形の成因や近隣市町での災害記録等を参考に考察すると、以下のような特性を挙げることができる。

### ①外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり、外水氾濫が生じた場合には、地盤高の低い氾濫平野、自然堤防、天井川沿いの微高地に立地する市街地での被害は甚大なものとなる可能性がある。また、天井川沿いの微高地に立地する市街地では、河道から溢れた流水の勢いによって家屋の倒壊・流失などの被害が生じる。

また、低地部の地盤高は、JR奈良線を境にしてその西側部分が木津川の計画水位下にあり、木津川の堤防が決壊した場合には、本町の低地部では広い範囲で外水による浸水被害が生じる可能性がある。このような破堤による外水氾濫では、水位が急激に上昇するため、人的被害及び建物被害等が生じる可能性が高く、さらに水位が下がるまでに長時間を要し、破堤箇所が修復されるまで再度浸水する危険にさらされるなど、被害は大きくなる。

台地・段丘面や山地部については、水害の発生する危険性は一般に低いが、山地や台地・段丘間に形成される谷底平野では、周囲の雨水が集まりやすく、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しては、比較的安全であるが、集中豪雨のように河道の流下能力を超えるよ

うな雨が短時間に降るような場合には、浸水被害が生じる可能性がある。ただし、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しても、河道断面の狭小な区間や河床勾配が緩やかな区間では浸水が生じる可能性があり注意が必要である。

## ②内水氾濫

内水氾濫は、木津川への雨水排除が出来ない場合（木津川の水位が支流の水位より高くなかつ機械排水が河川等の流量を下回る場合）に生じる災害であり、本町における内水氾濫の被害が起こりうるのは、氾濫平野や自然堤防などである。このような地形では雨水が集まりやすく、水害の危険性は最も高い。

また、氾濫平野は古くから水田として利用されている場合がほとんどであるが、なかには盛土して宅地化されている地域もあり、このような場所では特に内水氾濫による被害が生じやすいといえる。

なお、町南西部の北区及び南区では都市下水路や合藪ポンプ場の整備により治水安全度が向上している。しかし、計画規模を超える大雨やポンプ場の故障等が発生した場合には浸水被害を生じやすい条件下にあるといえる。

## ③土砂災害

土砂災害の発生する地域は、山地・丘陵斜面及び山間の谷底平野のほか、台地・段丘周辺の段丘崖や、造成地内における盛土部分などが挙げられる。

本町の山地部は斜面勾配が急峻で、斜面崩壊等の土砂災害の発生しやすい条件下にあるといえる。特に町東部の山地には地すべり地形が多くみられ、大雨等による滑動や河道閉塞による土石流の発生などの危険性がある。

なお、府では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定し、公表している。町内でも土砂災害警戒区域と特別警戒区域が3地区、50箇所指定されている。土砂災害警戒区域等は、大峰山（304.1m）の西斜面にあたる南部地区や、上井手地区の扇状地、田村新田地区などにみられる。土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため、警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には注意が必要である。

## 2 井手町における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。井手町においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
Ⅰ．人命の保護が最大限に図られること	1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者発生	
Ⅱ．町政及び町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
Ⅲ．住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
Ⅳ．迅速な復旧復興に資すること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	

5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	風評被害等による町経済等への甚大な影響
	8-5	基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## **第4章 国土強靱化の推進方針**

### **1 国土強靱化に関する施策分野**

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境
- (3) エネルギー
- (4) 保健医療・福祉
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造／金融
- (7) 農林
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全／国土利用
- (10) 伝統文化の保全

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

### **2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針**

1で設定した12の施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら12の方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類して取りまとめたものである。

これらの間には相互依存の関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する課等を明確にした上で関係する府部局・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。



## **(1) 行政機能／警察・消防等**

### **<防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策>**

○ 避難所に指定している防災拠点施設等の災害時における安全・安心を確保するため、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を図る。

(総務課、施設所管各課)

○ 防災指揮中枢である役場庁舎について、浸水時の対応、施設・設備の老朽化等への対応するため、防災機能を強化した新庁舎の建設を推進する。

(総務課)

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源である予備電源又は蓄電池を確保する。

(総務課)

### **<災害対策本部の運営強化等>**

○ 防災の総合的な計画である地域防災計画を社会環境等の変化に応じ見直すとともに、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした井手町役場職員初動マニュアルを適宜更新する。

(総務課)

○ 初動体制を充実・強化するため、指揮・通信車の導入及び同報系防災行政無線や貸与ユーザー別受信機を検討するなど、強靱な指揮・通信体制を図る。また、万一庁舎が被害にあっても災害対策業務が粛々と進められるよう、新たに建設する庁舎自体の強靱化を図る。

(総務課)

### **<応援・受援体制の強化>**

○ 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。

(総務課)

○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、日本赤十字社等の関係各機関や、府、近隣市町村と連携しながら、災害対応能力の向上を図り、その実効性を常に向上させる。

(総務課)

#### ＜府・南部山城地域及び庁内各課間の連携強化＞

○ Web ブラウザベースの情報共有システム等を効果的に活用した訓練や、災害対策本部訓練、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）を活用した訓練のほか、府が行う救助・救出や物資搬送等に関する防災訓練への参加や、府と連携した被災者再建支援システムの構築等により、災害発生時に府や庁内各課間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平素から連携体制を構築する。

（総務課）

#### ＜救助・救出活動の能力向上＞

○ 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、町、田辺警察署、京田辺市消防署井手分署及び消防団、自主防災会組織との連携強化を図る。

（総務課）

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察（広域警察航空隊）、消防、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）、災害医療ボランティア等による受援体制を確立するため、保健医療体制の調整を行う。

（総務課、保健センター）

○ より実践に近い避難訓練を毎年実施し、町職員等の災害対応能力を向上させる。また、被災遺族、遺体の埋・火葬許可証の発行、り災証明等の対応訓練を行う。

（総務課、住民福祉課、税務課）

#### ＜物資等の備蓄、供給体制＞

○ 地域防災計画に基づき、備蓄倉庫に、防災関連物資・備品等を計画的に備蓄するとともに、府及び商工業者と連携して効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

（総務課）

#### ＜行政における業務継続体制の確立＞

○ 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制の充実を図る。

（全課）

#### ＜警察機能の維持対策の推進＞

○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望する。

（総務課）

＜重要業績指標＞

- ・内水ハザードマップ作成 0%→100%(R6)〔総務課〕
- ・備蓄倉庫の備蓄率 100%→維持(R6)〔総務課〕
- ・自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布100%→維持(R6)〔総務課〕
- ・消防団充足率 93%→100%(R6)〔総務課〕
- ・自主防災会結成率 100%→維持(R6)〔総務課〕
- ・同報系防災行政無線の整備 0%→100%(R6)〔総務課〕

＜主な事業＞

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・新庁舎建設事業
- ・同報系防災行政無線の整備
- ・避難所備蓄備品の充実
- ・情報インフラ災害対策
- ・避難行動要支援者名簿システムの保守・更新
- ・消防既存車両の計画更新(ポンプ車、水槽車、指令車、消防団積載車等)

## (2) 住宅・都市／環境

### ＜住宅の耐震化＞

○ 昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、住民の命を守ることが最優先との観点から、「井手町建築物耐震改修促進計画」に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)を推進する。また、町営住宅についても、「井手町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や耐震等を促進する。

(建設課、同和・人権政策課)

○ 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより、耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(建設課、税務課)

### ＜多数の者が利用する建築物等の耐震化＞

○ 井手町内の防災拠点となる公共施設等については耐震化率100%であるが、神社・仏閣等、多数の者が使用する建築物(特定建築物)について調査を行い、用途や立地条件を踏まえ「井手町建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を啓発していく。

(総務課、建設課、社会教育課)

- 鉄道駅舎、連絡通路、踏切、自転車駐車場等について、利用者及び周辺住民の安全を確保する観点から鉄道事業者や府と連携しながら、耐震化、バリアフリー化を促進する。  
(建設課、総務課)

#### <学校施設・保育施設の防災拠点化等>

- 学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、トイレや空調設備の整備、施設の長寿命化など、施設全体の強靱化を計画的・効率的に推進する。  
(学校教育課、住民福祉課)

#### <建築物、宅地等の危険度判定>

- 府及び近隣市町村と連携を図り、災害時に地震被災建築物や被災宅地の危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。  
(建設課)

#### <室内の安全対策等の推進>

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。  
(総務課)

#### <地震や火災に強いまちづくりの推進>

- 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する。  
(建設課)
- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を、府や関係団体等と連携しながら推進する。  
(建設課)
- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取り組みを進める。  
(建設課)

#### ＜ライフライン施設の応急復旧体制の構築等＞

○ 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

（総務課、建設課）

○ 鉄道及びライフライン事業者に対し、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を要請し、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

（総務課、上下水道課）

○ 電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化及び平時から適切な維持管理及び台帳整備を促進する。

（上下水道課、建設課）

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

（上下水道課、総務課、産業環境課）

#### ＜汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策＞

○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場における耐震化の着実な実施を府へ求めるとともに、あわせて、老朽化した下水管渠をはじめとする汚水処理施設の改築・更新、耐震化を推進する。

（上下水道課）

#### ＜上水道施設の耐震化＞

○ 上水道施設の耐震化を着実に推進する。

（上下水道課）

#### ＜避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保・整備＞

○ 救急救援活動等に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路について、橋梁の耐震化・長寿命化や法面防災対策等を着実に推進する。

（建設課）

#### ＜被災者の生活対策＞

○ 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、熱中症予防などのために空調機の新設や更新を行うなど、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築

する。

(総務課、保健医療課、保健センター、高齢福祉課、住民福祉課)

○ 防災広場等において、かまどベンチなどを整備するとともに、災害時に役立つ機能を有した資材を配備する。

(総務課)

#### <迅速な被害認定調査、り災証明の発行のための体制整備>

○ 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

(総務課、税務課)

#### <生活と住居の再建支援>

○ 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備など、「共助」の推進に寄与する取り組みを支援する。

(総務課、産業環境課)

○ 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興、まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

(総務課)

○ 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居できる体制を整備する。

(総務課、建設課、同和・人権政策課)

#### <帰宅困難者の安全確保>

○ 帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保のため、支援体制を整備するとともに、その安全を確保する。

(総務課)

○ 大規模災害時に鉄道が不通になった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締

結するなど、方策を検討する。

(総務課、産業環境課)

#### <災害廃棄物処理>

○ 災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の一次集積所を確保するとともに、ごみ収集車等の計画的更新を図る。

(産業環境課)

#### <重要業績指標>

- ・住宅の耐震化率 83%→95%(R7) (「井手町建築物耐震改修促進計画」) [建設課]
- ・(再掲)内水ハザードマップ作成 0%→100%(R6) [総務課]
- ・(再掲)備蓄倉庫の備蓄率 100%→維持(R6) [総務課]
- ・「井手町災害廃棄物処理計画」未策定→策定(R6) [産業環境課]

#### [主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・内水ハザードマップ作成等
- ・木造建物耐震化事業の推進
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
- ・災害廃棄物の一時集積所の確保
- ・ごみ収集車の計画的更新
- ・学校施設・保育施設の長寿命化
- ・管路更新事業(優先順位の高い幹線管路より順次実施)
- ・石綿管布設替工事
- ・上井手高区揚水場更新工事
- ・玉水・水無水管網連絡工事
- ・井手第1水源地取水井戸清掃工事
- ・玉川横断水管橋塗装更新事業
- ・配水管布設工事
- ・多賀浄水場薬剤注入管理室改修工事
- ・国道24号城陽井手木津川バイパス送配水管整備事業
- ・公共下水道面整備事業
- ・公共下水道改築更新事業
- ・水道台帳整備
- ・下水道台帳整備

### (3) エネルギー

#### <エネルギー供給の多様化>

○ 温室効果ガスの排出抑制のみならず、住民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。

(産業環境課)

○ 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」)の導入を促進する。

(産業環境課、総務課)

#### <重要業績指標>

・役場新庁舎の自立型再生可能エネルギー設備の設置 未設置(未建設)→設置(R4)

[産業環境課]

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

・役場新庁舎への再生可能エネルギー設備等の設置

### (4) 保健医療・福祉

#### <医療・福祉施設の耐震化等>

○ 医療施設、社会福祉施設は、24時間稼働が求められる施設であることから、耐震整備とライフラインの確保が図れるよう求める。

(保健医療課、保健センター、高齢福祉課、住民福祉課)

#### <災害時の医療・救護体制の整備>

○ 京都府緊急災害医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を広域で実施する。

(保健センター)

○ 府が行うドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する。

(総務課、保健センター)

○ 災害用医薬品について、府と連携を図り、スムーズな供給体制を確保する。

(保健医療課、保健センター)



#### ＜感染症のまん延防止＞

- 災害発生後等の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進すると共に、被災者等の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。  
(保健センター)

#### ＜特別な配慮が必要な人への支援＞

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行うものの確保、避難所生活における介助者の確保など、要配慮者支援の取り組みを必要に応じて進める。  
(総務課、住民福祉課、高齢福祉課)

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取り組みを更に促進する。  
(総務課)

#### ＜重要業績指標＞

- ・(再掲) 自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布  
100%→維持(R6)

### (5) 情報通信

#### ＜住民への通信手段の確保＞

- 防災関係機関相互の情報共有と住民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。  
(総務課)
- 安否情報や避難生活に役立つ情報を入手可能な環境整備を必要に応じて行っていく。  
(総務課)

#### ＜災害危険情報の収集・伝達体制の確立＞

- 府が公開している防災情報の入手法を住民に広報する。  
(総務課)
- J-ALERT を始め、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等をシステム化し、多様な情報伝達方法を確保する。  
(総務課、企画財政課)

〈重要業績指標〉

- ・(再掲)同報系防災行政無線の整備 0%→100%(R6)〔総務課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・(再掲)同報系防災行政無線の整備

## (6) 産業構造／金融

### 〈「京都BCP」参画による地域社会全体の活力の維持〉

- 事業継続計画（BCP）の考え方を京都全体に適用する「京都BCP行動指針」の主旨に基づき、地域社会全体の活力の維持・向上を図る。

（総務課、産業環境課）

- 地元金融機関のサービスが機能停止しないよう業務継続体制の強化を要請する。

（産業環境課）

### 〈地域産業の活力維持〉

- 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府などと連携して準備を進める。

（産業環境課）

### 〈観光業や農業の風評被害対策〉

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

（産業環境課）

### 〈避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保・整備〉

- 救急救援活動等に必要避難地・避難所を結ぶ主要な道路について、橋梁の耐震化・長寿命化や法面防災対策等を着実に推進する。（再掲）

（建設課）

### 〈ライフライン施設の整備〉

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、上下水道施設に係る施設の耐震化・二重

化等を進め、平時から適切な維持管理及び台帳整備を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

(建設課、上下水道課)

〈重要業績指標〉

・事業継続力強化支援計画の策定 未策定 → 策定(R6)〔産業環境課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

・事業継続力支援計画の策定

## (7) 農林

### 〈農地・農業用施設の防災対策〉

○ ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの活用、ため池監視システムの整備等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

※防災重点ため池:決壊した場合に人家や病院、学校等の公共施設等に影響を与える恐れのあるため池  
(総務課、産業環境課)

○ 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

(産業環境課)

○ 地すべりにより農地等が流亡・埋設する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(産業環境課)

### 〈資材の供給体制の整備〉

○ 農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する。

(産業環境課)

### 〈森林の整備・保全〉

○ 竹林の拡大防止等森林保全管理の着実な実施と治山事業の推進による森林の多面的機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については要適正管理森林制度等の活用や森林整備等を推進し、二次災害を防止するための対策を支援する。

(産業環境課)

○ 効率的な森林の施業と適切な森林保護を推進するため、森林の経営管理の集積・集約化、自然的条件等が不利な森林の適切な管理、所有者不明森林への対応、森林境界の明確化など新たな森林管理システムの構築を図る。

(産業環境課)

#### <町内農産物の風評被害防止>

○ 正しい情報の迅速・的確な提供により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(産業環境課)

#### <重要業績指標>

・農と環境を守る地域協働活動(日本型直接支払のうち多面的機能支払) 49ha(R1) → 維持(R6) [産業環境課]

・間伐実施面積 30ha(H29) → 50ha(R3) [産業環境課]

#### [主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

・ため池監視システム整備

・ため池等整備事業

### (8) 交通・物流

#### <道路等の整備・耐震化>

○ 基幹道路の拡幅・耐震補強、JR駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する。

また、井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム等により、計画的に整備を実施し、平時から町道等の安全性を確保する。

(建設課)

#### <災害時の医療提供のための避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の確保>

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路等の整備を着実に進める。また、避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の橋梁の長寿命化や耐震化及び法面防災対策、重要な道路を守るためにも治水、土石流等対策を国や府と連携を図りながら計画的に推進する。

(建設課、総務課)

#### <交通・物流施設の耐災害性の向上>

○ 救急救援活動に必要な避難地・避難所を結ぶ主要な道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策を計画的に実施する。

(建設課)

○ 医療機関との情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、放置車両や倒壊構造物撤去に係る道路管理者等との連携を促進することにより、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する。

(保健医療課、保健センター、建設課、総務課)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、関係機関と連携し、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期整備を求めていく。

(建設課)

#### <交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化>

○ 複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新名神高速道路等の高速道路のネットワークの整備やJR奈良線の全線複線化を求めていく。

(総務課、建設課、企画財政課)

#### <重要業績指標>

・道路整備率(幅員4m以上) 44,816m(R1) → 47,800m(R6) [建設課]

・歩道整備延長 1,779m(R1) → 3,000m(R6) [建設課]

・国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス町道整備箇所 0箇所(R1) → 3箇所(R6) [建設課]

・井手町橋梁長寿命化修繕計画、井手町舗装維持修繕計画、井手町通学路交通安全プログラム、京都府道路整備プログラムに基づく道路整備 [建設課]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業  
(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

○国・府事業の促進

- ・国道 24 号城陽井手木津川バイパス
- ・主要地方道上狛城陽線(井手、多賀)、一般府道東井手線(井手、多賀)

○町事業の推進

・道路整備箇所

町道 1 号線、町道 3 号線、町道 5 号線、町道 13 号線、町道 19 号線、町道 29 号線、  
町道 20-10 号線、町道 21-07 号線、町道 38 号線、町道 49-00 号線など

国道 24 号城陽井手木津川バイパスアクセス道路(町道 02-19 号線、町道 12 号線、  
町道 12-34 号線、町道 12-36 号線、町道 15-03 号線、町道 15-04 号線、町道 22 号線、  
町道 23 号線、町道 34 号線、町道 46 号線など)

・橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕箇所

野神跨線橋、上高橋、下新造橋、宮ノ后橋、下中川橋、十坪谷橋、岩谷橋、東平石橋、  
赤阪谷橋、飯盛橋、巽谷橋、桜谷橋、片原橋、下巽谷橋など町管理橋梁

**(9) 国土保全／国土利用**

＜安全・安心を実現する国土利用＞

○ 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

(各施設所管課)

○ 災害後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査の普及・啓発を行うと共に調査の推進を図る  
(建設課)

＜総合的な治水対策＞

○ 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国や府、市町村等と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進する。

(上下水道課、建設課)

○ 開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業施設における治水対策に貢献する整備や地域の取り組みへの支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。

(建設課、産業環境課)

○ 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、ため池の決壊防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。

(総務課)

#### <河川、下水道施設の整備推進>

○ 木津川堤防の強化工事、樋門の内水強制排除設備の整備、また、木津川河川区域内の立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら着実に推進する。

(建設課)

○ 木津川水系の河川である青谷川、南谷川、玉川、渋川について、府による河川点検・調査・整備を促進するとともに、排水路等の浸水対策を着実に推進する。

(建設課)

○ 下水道の雨水対策については、老朽化した合藪ポンプ場の施設設備の修繕計画を策定し更新修繕を進める。

(上下水道課、建設課)

○ 町内の準用河川・普通河川について、木津川水位上昇により樋門が閉まれば、内水排除ができない等の状況にあるため、土砂の堆積等について、定期的に点検調査を行い、良好な状態と保つため計画的に浚渫等を行う。

(建設課)

#### <洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策>

○ 各種ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）をはじめ、必要に応じて地域防災計画やマイ防災マップの更新等ソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路を確認できる環境の実現により、住民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総務課)

#### <総合的な土砂災害対策>

○ 府が実施する砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多く時間と費用がかかり速やかに住民の生命財産を守ることができない状況にあるため、府と連携し、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、住民の防災意識の向上のための啓発運動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務課)

#### <土砂災害に備えたハード整備>

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を促進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所を保全する箇所等を優先し緊急性の高いものから重点的に整備するよう、府に要望する。

(総務課、建設課)

#### <緊急避難場所・避難所の整備等>

○ 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所の防災機能を整備し、住民に周知徹底する。あわせて、緊急避難場所・避難所の長寿命化（増改築を含む）を推進する。

(施設所管各課)

#### <重要業績指標>

- ・合藪ポンプ場の施設設備修繕更新(ポンプ5台) 0台(R1) → 4台(R6) [建設課]
- ・町が管理する準用河川 5河川 4.08km [建設課]
- ・普通河川 10河川 11.52km
- ・内水ハザードマップの作成 0% → 100% (R6) [総務課]
- ・(再掲)防災倉庫の備蓄率 100%→維持 (R6) [総務課]
- ・地籍調査実施面積 0㎡ → 0.62㎡ (R6) [建設課]

#### [主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・合藪ポンプ場施設設備の修繕・更新
- ・準用河川、普通河川の点検調査結果に基づく計画的な浚渫
- ・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定箇所数50箇所(R1)(総務課)
- ・マイ防災マップの更新
- ・避難所 14 施設 (R1) (総務課)
- ・地籍調査実施

### (10) 伝統・文化の保存

#### <文化財の保護・保全>

○ 文化財所有者は、文化財の防災対策を進め、町は実践的な消防訓練等防災対策を実施する。



(社会教育課)

○ 文化財所有者及び町は、復興に当たって伝統・文化が保護継承されるよう、平時から体制の構築に努める。

(社会教育課)

○ 文化財（建造物）が被災・損傷した場合に、元の姿に復元するため、町は府と連携し、文化財の調査及び記録・保存に努める。

(社会教育課)

### <文化財の防火対策>

○ 文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、町は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火訓練等を実施し、文化財を救出する体制の構築を推進する。

(社会教育課、総務課)

## [横断的分野]

### (1) リスクコミュニケーション

#### <災害危険情報の提供>

○ 住民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(総務課)

#### <住民に対する教育・訓練>

○ 井手町全体の防災力を向上するため、防災訓練の実施や、自主防災組織の訓練などにより防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通じて住民に正しい防災知識の普及を図る。

(総務課)

○ 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

(学校教育課)

○ 住民等が参加した実践的訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(総務課)

#### ＜外国籍住民等への災害時支援等＞

○ 府と連携し、町ホームページによる防災情報の発信等を行うとともに、災害時は避難所等の誘導案内、平時は国際化・観光案内に活用する「案内標識（サイン）整備事業」を推進し、かつ防災訓練参加を促進する等、災害時の支援体制の構築を図る。

（総務課、産業環境課、住民福祉課）

#### ＜自主防災組織の活動支援＞

○ 自主防災組織等が行う防災訓練や、消防団等と連携した危険箇所の把握など、各地域での防災・減災活動の支援をはじめ、地域の防災マップ、地区防災計画の作成を進める。

（総務課）

#### ＜消防団の活性化＞

○ 消防学校による消防団員の教育訓練をはじめ消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を採り入れるなど、消防団の機能強化を図る。

（総務課）

#### ＜NPO・ボランティアとの連携強化＞

○ 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府及び京都府災害派遣福祉チーム（DWAT）、並びに社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、NPO、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

（総務課、保健センター、高齢福祉課）

○ 災害時に、DWAT や各地から集まるNPO、ボランティアの受入れ、適材適所への配置、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう連携を図る。

（総務課、保健センター）

#### ＜迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等＞

○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、町内の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

（総務課、建設課）

#### ＜重要業績指標＞

・(再掲) 自主防災組織への避難行動要支援者名簿の配布

100%→維持(R6) [総務課]

・(再掲) 消防団充足率 93%→100%(R6) [総務課]

・(再掲) 自主防災会結成率 100%→維持(R6)〔総務課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・(再掲) 同報系防災行政無線の整備
- ・案内標識(サイン)整備事業(多言語化含む)

## (2) 老朽化対策

### <安全・安心に係る社会資本の適正な維持・更新>

○ 住民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、「井手町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的に適切な維持管理を行う。

(各課)

○ 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進する。

(建設課、上下水道課)

○ 住民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について補修等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全・安心を持続的に確保する。また、近年問題化している温暖化による熱中症予防などのため、老朽化した空調機の更新を適切に行う。

(施設所管各課)

### <重要業績指標>

・総合管理計画に基づく個別施設計画の策定 完了(R6)〔総務課、各施設所管課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・(再掲) 橋梁長寿命化修繕計画策定事業
- ・(再掲) 舗装修繕計画事業
- ・井手町学校施設長寿命化計画策定事業
- ・水道ビジョン策定事業



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進に当たっては、国、京都府、近隣市町村、防災関係機関、住民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

### 2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで町が担うべき役割の大きさ、影響の大きさと緊急度から34の「起きてはならない最悪の事態」の中から井手町として特に回避しなければならない15の事態を次表のとおり選定した。

この特に回避しなければならない事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態